

平成 29 年度事業計画

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

I 基本方針

岐阜県法人会連合会（以下「県連」という）は、全国法人会総連合（以下「全法連」という）において新たに制定した法人会の理念の下、税のオピニオンリーダーたる経営者の団体として税制提言や税の啓発活動を中心とした事業の充実や地域社会への貢献活動に注力する。

また、公益事業等のさらなる推進を図るため、組織や財政基盤の強化に取り組む。

II 主な事業計画

1. 公益目的事業等の推進

(1) 税制改正への提言

イ. 本年度も法人税や消費税など重要な課題について単位会の意見・要望を県連で取りまとめ、「平成 30 年度税制改正に関する要望書」として全法連に提出する。

ロ. 平成 30 年度の改正に関する提言の策定に当たっては、「経済活性化と中小企業対策」を中心に、法人実効税率のあり方や中小企業の活性化に資する税制措置、事業承継税制の拡充などを検討テーマにする。

ハ. 要望事項の実現を目指すため、本年も国会議員や地方自治体の首長等に対し、税制要望活動を実施する。

(2) 第 38 回岐阜県下法人会運営研究会の開催

本年度から 2 年間、B グループの岐阜北法人会と飛騨法人会が指定されており、平成 30 年 2 月 6 日に岐阜グランドホテルにおいて、選定されたテーマについて研究発表を行う。

(3) 税の啓発・社会貢献活動の充実

本年度も租税教室や税の啓発イベントの開催など、租税教育活動や地域性を活かした社会貢献活動の充実を図る。研修会や講演会の開催に当たっては、一般市民等を対象とするなど工夫を凝らし、一層の公益性を図る。

また、企業の税務コンプライアンス向上に資する自主点検チェックシートを活用については、今後ともさらなる利用促進に取り組む。

マイナンバー制度については、平成 28 年 1 月より運用が開始しており、制度の定着のため支援を行う。

イ. 青年部会は、飛騨法人会の主管により、本年 10 月 13 日に水明館において、「税金の使途（社会保障制度）と租税教育活動」をテーマに連絡協議会を開催し情報交換を行う。

- ロ．女性部会は、岐阜北法人会の主管により、本年10月18日にホテルグランヴェール岐山において、連絡協議会を開催し情報交換を行う。
- ハ．県下調査部所管法人を対象に、「平成29年度税制改正の概要」について研修会を開催する。
- ニ．「e-Tax」の普及や消費税の期限内納付運動の推進を図る。

(4)「全国青年の集い 岐阜大会」への対応

平成30年11月8日、9日の大会事業を円滑に遂行するため、実行委員会は各行事を分担する7委員会から報告される事項を十分に検討し、主催者である全法連の審議が滞りなく進むよう、全体の進行管理を的確に行う。

2. 組織・財政基盤の強化

(1) 会員の増強

県下の平成28年12月末現在の法人加入率は47.6%であり、年々減少している。昨年度は、多治見法人会を除く6単位会が減少しており、依然として厳しい状況にある。法人会活動を充実させるためには、組織基盤の強化が重要である。

本年度も、法人会の最重要課題として取り組むこととし、役員一人一社以上の獲得を目標にオール法人会で対応し、特に新設法人への接触を励行する。

(2) 福利厚生事業の推進

福利厚生制度収入「3年10億円増収計画」推進により、福利厚生事業に対する法人会と協力3社との緊密な連携の意識が醸成されていることから、本年度においても、「平成29・30年度 福利厚生制度2年2万社純増運動～新規制度加入GOGO(55,000社)キャンペーン～」として、福利厚生事業の一層の推進を図る。

3. 広報活動の推進

地方新聞やPTA新聞を活用し、法人会員の募集と税の啓発記事を掲載し、法人会の知名度を上げる。また、引き続きホームページの充実、マスコミ等に対するパブリシティの活用を図る。

4. その他

- (1) 税制等に関するさらなる理解を深めるため、国税職員を講師に役員セミナーを開催する。
- (2) 県連の各委員会や協議会等の充実を図るとともに、単位会との連携強化に努める。また、岐阜県下法人会の事務局職員研修を開催し、情報交換の場を設ける。
- (3) 全法連や東海法連の事業に積極的に参加し、情報収集や意見交換を行う。

平成29年度の具体的な事業計画は次のとおりである。